

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成30年度	次回見直し予定	平成35年度
条 例 名	神奈川県心身障害者扶養共済制度条例				
条 例 番 号	昭和45年神奈川県条例第31号	法 規 集	第6編第1章第6節		
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課				
条 例 の 概 要	心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が死亡、又は著しい障害を有する状態となった後、心身障害者に年金を支給する等の共済制度を設け、同制度の運用に必要な事項について定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	心身障害者扶養共済制度は、心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者の、親亡き後の不安の軽減を図ることを目的に設けられた制度であり、現在もその意義は失われておらず、必要な条例である。			
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	加入者である保護者等が死亡等した場合に、心身障害者に終身一定額の年金を支給する心身障害者扶養共済制度は、心身障害者の生活の安定と福祉の増進及び心身障害者の将来への保護者の抱く不安の軽減に有効に機能している。知事が行う年金管理者の変更手続の規則等への明文化など、運用の改善を検討する必要がある。			平成29年度 実績 加入者857人、 年金受給権者 726人、年金支 給額230,780千 円
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	心身障害者扶養共済制度は、全ての都道府県及び政令指定都市において条例を定め、実施されている。国は、制度が安定的かつ効率的に運営されるよう心身障害者扶養共済制度条例準則を定め、適宜適切な見直しを行なっている。本条例はこの準則と整合をとって規定し、施行されているものであり、効率的である。			
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	障害者が地域で安心してらせるしくみづくりを進めるという「かながわランドデザイン」の方向性に沿ったものであり、県政の基本的な方針に適合している。			
	適法性 （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	本条例は、心身障害者扶養共済制度条例準則と整合をとった内容となっており、憲法、法令等に抵触しないものである。			

	その他	
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 条例については改正等の必要はないが、事務手続の明文化など、運用の改善等を検討する必要がある。
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	
	4 改正及び運用の改善等を検討する。	
	5 廃止を検討する。	